

認可部会について

1 守口市子ども・子育て会議認可部会の概要

(1) 設置について

守口市子ども・子育て会議設置条例（平成 25 年守口市条例第 31 号）第 7 条の規定に基づき、守口市子ども・子育て会議に認可部会を設置する。

※平成 30 年 2 月 2 日に開催した第 21 回守口市子ども・子育て会議にて承認

(2) 所掌事務

- ① 家庭的保育事業等の認可に関すること。
- ② 保育所の設置の認可に関すること。
- ③ 児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童館に限る。）の設置者に対する業務の停止命令に関すること。
- ④ 認可外保育施設の事業の停止命令又は施設の閉鎖命令に関すること。

(3) 部会のイメージ

